

北秋田市 子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月
(平成28年3月訂正)

北 秋 田 市

目次

<第1部・総論>

第1章 計画の概要	
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画の性格	2
3. 計画の位置づけと期間	3
第2章 北秋田市の少子化の動向と子育ての状況	
1. 少子化の動向	4
2. 家庭や地域の動向	6
3. 子どもの状況	7
4. 就学前教育・保育の状況	9
5. 地域子ども・子育て支援事業の状況	9
第3章 計画の基本的な考え方	
1. 基本理念	11
2. 基本的な視点	11
3. 施策目標	11

<第2部・子ども子育て支援事業計画>

第1章 教育・保育提供区域の設定	
1. 区域設定の考え方	14
2. 区域設定	14
第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	
幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容	15
第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	
地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容	20
第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の 推進に関する体制の確保	24
第5章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑 な利用の確保	25
第6章 「次世代育成支援対策地域行動計画」の継承	26
第7章 重点施策の推進と検討課題	39

第1部 総論

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

急速な少子高齢化の進行等によって地域社会や家庭を取り巻く環境が変化している中で、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つことができる地域社会の形成を目的とし、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました※。

北秋田市においては、旧鷹巣町、旧合川町、旧森吉町、旧阿仁町がそれぞれ策定した「次世代育成支援行動計画（前期計画）」を引継ぎ、平成22年3月に「次世代育成支援後期行動計画」を策定し、総合的な子育て支援を行ってききましたが、その間も、社会・経済の情勢や子どもを取り巻く環境は変化してきました。待機児童の増加、子どもの貧困、児童虐待など、子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境の変化とそれが及ぼす影響は大きな社会問題となっています。

そうした中で、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備を図るとともに、全ての子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度から『子ども・子育て支援新制度』がスタートします。

北秋田市では、次世代育成推進対策法に基づく「北秋田市次世代育成後期行動計画」に掲げる施策を引き続き推進するとともに、新法に基づき、「北秋田市子ども・子育て会議」を設置し、ニーズ調査により把握した利用希望などを踏まえ審議を行い、平成27年度からスタートする「北秋田市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

（※「次世代育成支援対策推進法」は平成37年3月31日まで10年間延長されました。）

2. 計画の性格

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、事業者、行政などを対象としており、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とし、あわせて、新法に基づき、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえ策定するものです。

さらに、基本指針に基づき、秋田県が策定する「秋田県子ども・子育て支援事業計画」や「北秋田市保育園等整備計画」など、関連する他の計画との整合を図り、子ども・子育てに関する各種施策及び事業を総合的に実施します。

3. 計画の位置づけと期間

本計画の計画期間については、平成27年度から平成31年度までの5年間の第1期とします。（新法において5年間と定められています）

なお、基本指針に基づき、計画期間の中間年となる平成29年度を目安として、本計画の達成状況の点検及び評価の結果に応じて、必要な場合には計画の見直しを行います。

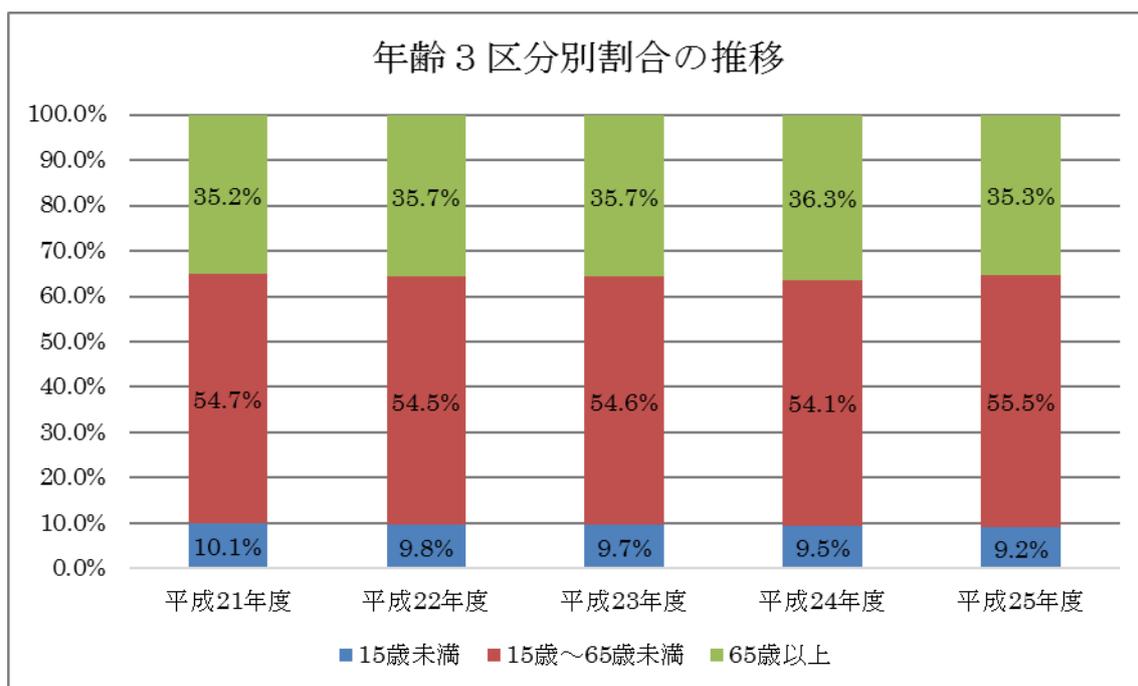
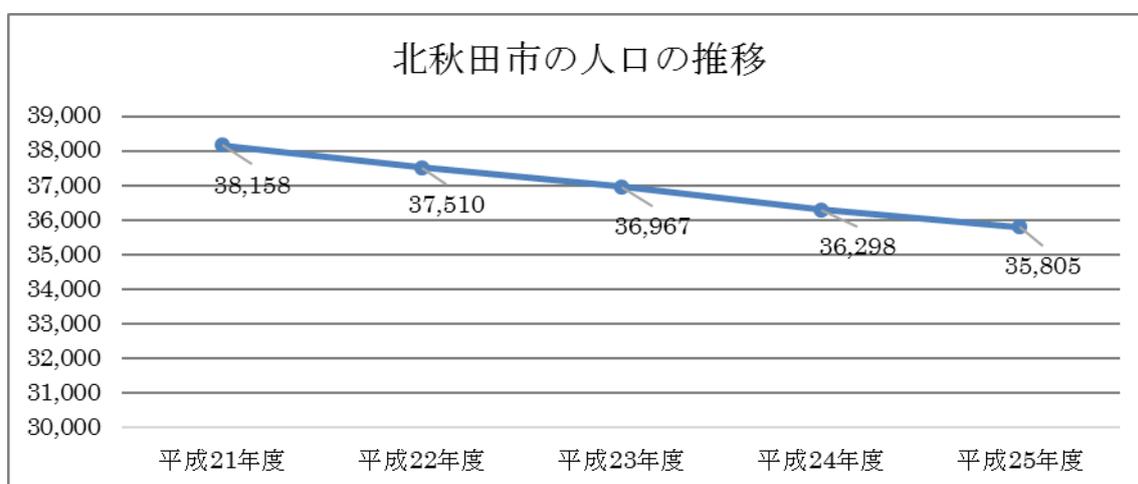
第2章 北秋田市の少子化の動向と子育ての状況

1 少子化の動向

(1) 人口の推移

総人口は、減少傾向が続いており、平成26年4月現在は35,177人となっています。

また、年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の人口比率については減少傾向にあり、平成26年では8.3%となり、少子化が急速に進行しています。



※ 北秋田市の住民基本台帳に基づくデータ（4月1日現在）

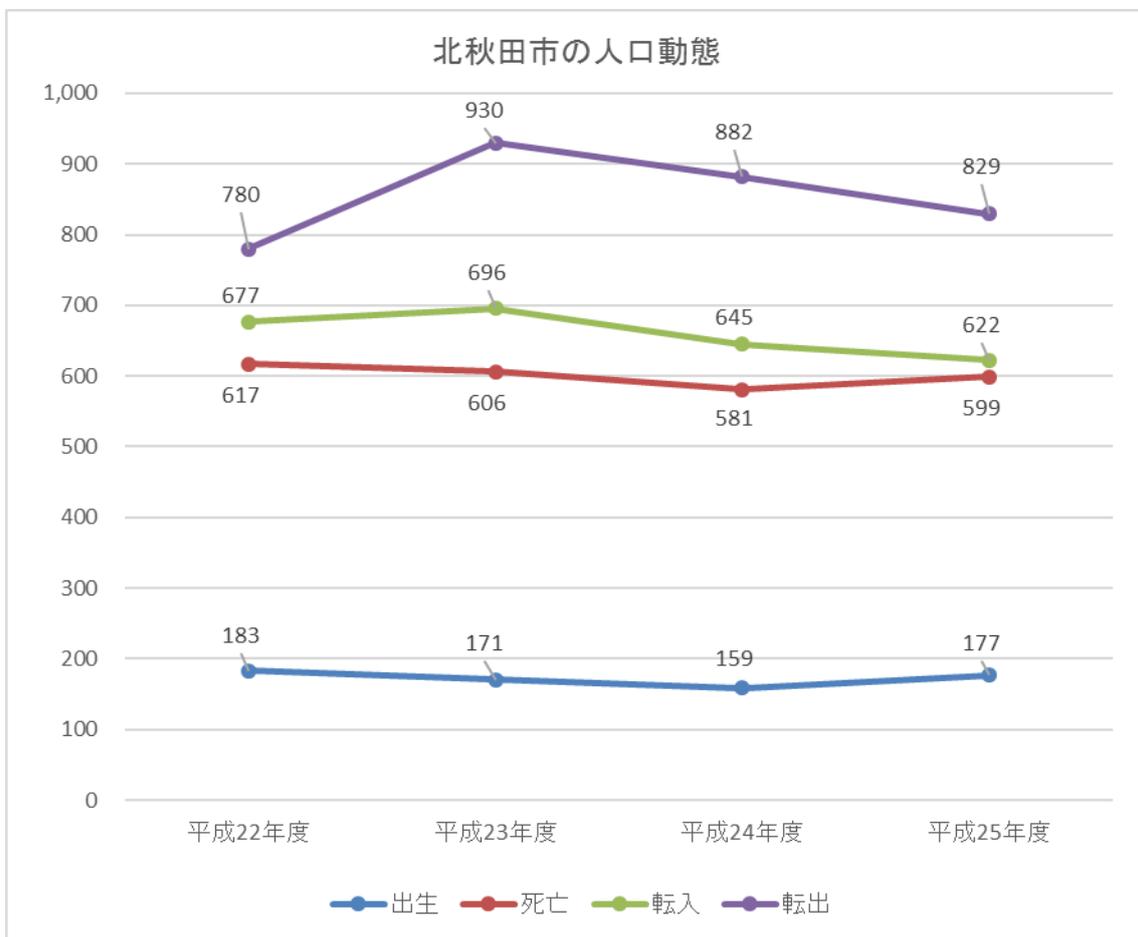
（2）自然動態と社会動態

①出生数と出生率の動向

平成20～24年人口動態保健所・市区町村別統計によると、北秋田市の合計特殊出生率は1.48で、秋田県の1.36、全国の1.38を上回っていますが、出生数は死亡者数のおよそ1/3程であり、人口減少の要因となっています。

②転入・転出による増減

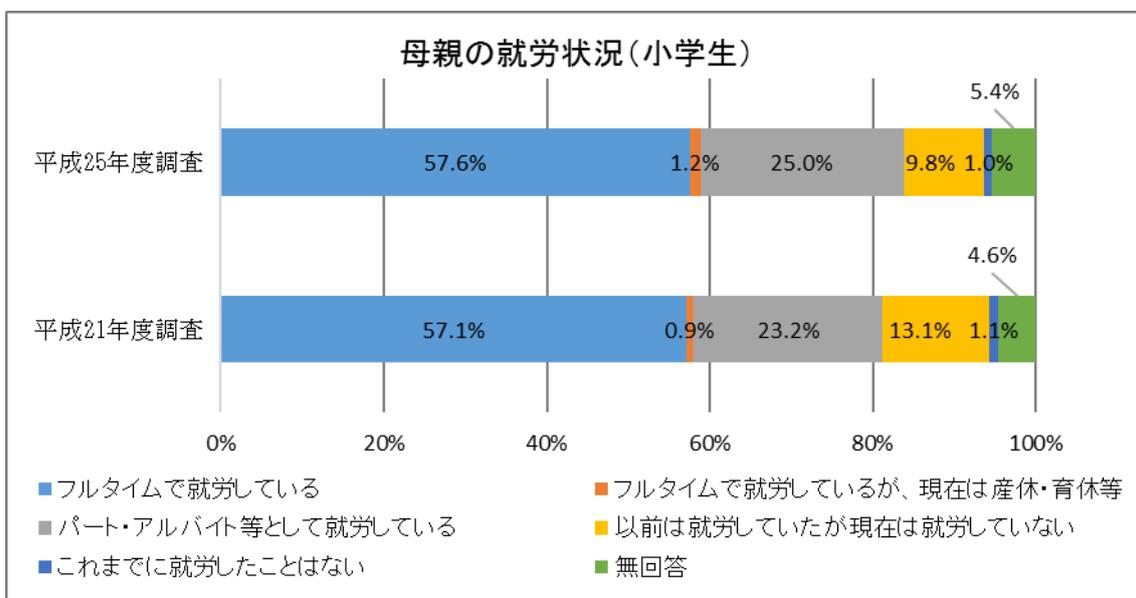
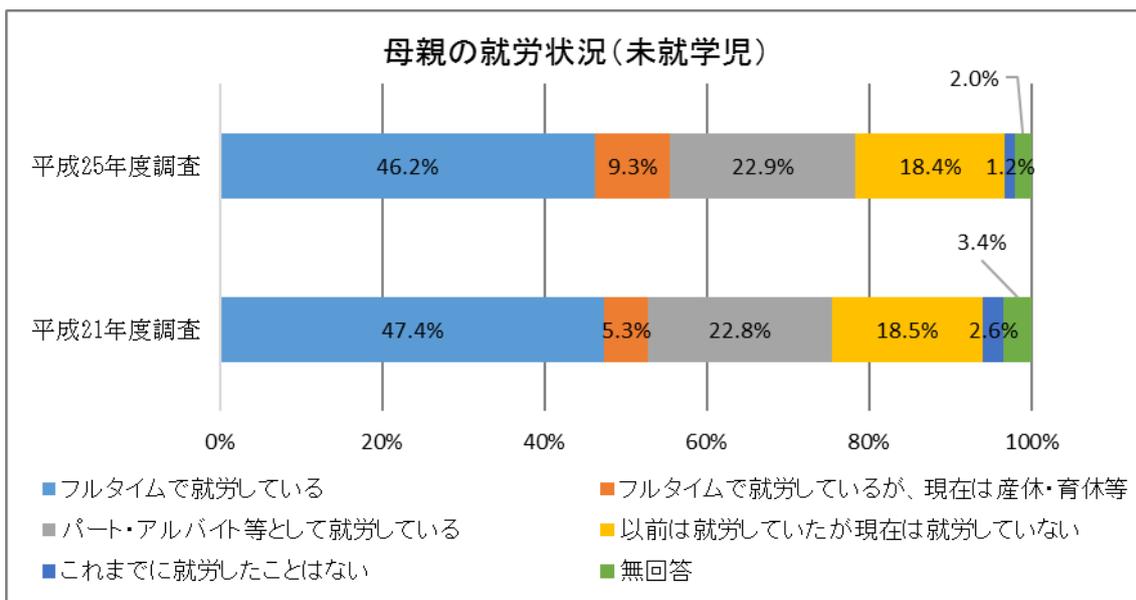
転出者は、平成23年度の930人をピークに減少していますが、転入者の数も同様の動きとなっており、人口増加の兆しが見えません。



※平成22～25年度「北秋田市人口動態表」より

2 家庭や地域の動向

平成21年度と平成25年度のアンケート調査結果を比較すると、母親の就労割合（産休・育児休暇等を含む）は、未就学児では75.5%から78.4%へ、小学生では81.2%から83.8%へと増加しています。



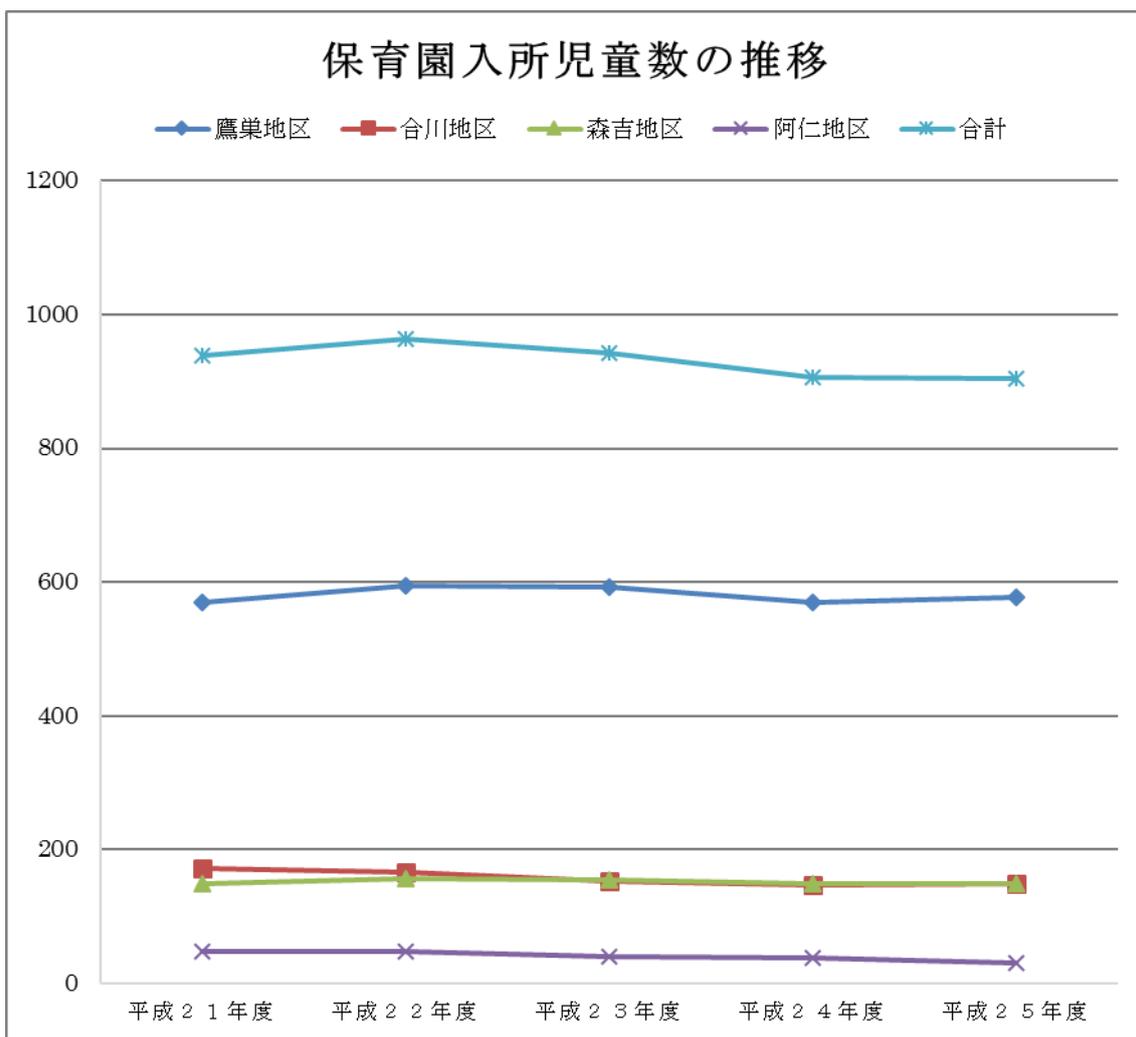
※「北秋田市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」より

3 子どもの状況

(1) 保育園入所児童数の推移

保育園入所児童数の推移をみると、全体では緩やかな減少傾向にありますが、鷹巣地区は、多少の変動がありながらもほぼ同じ人数を維持していることがわかります。

待機児童数については、これまでのところ0人で推移しています。

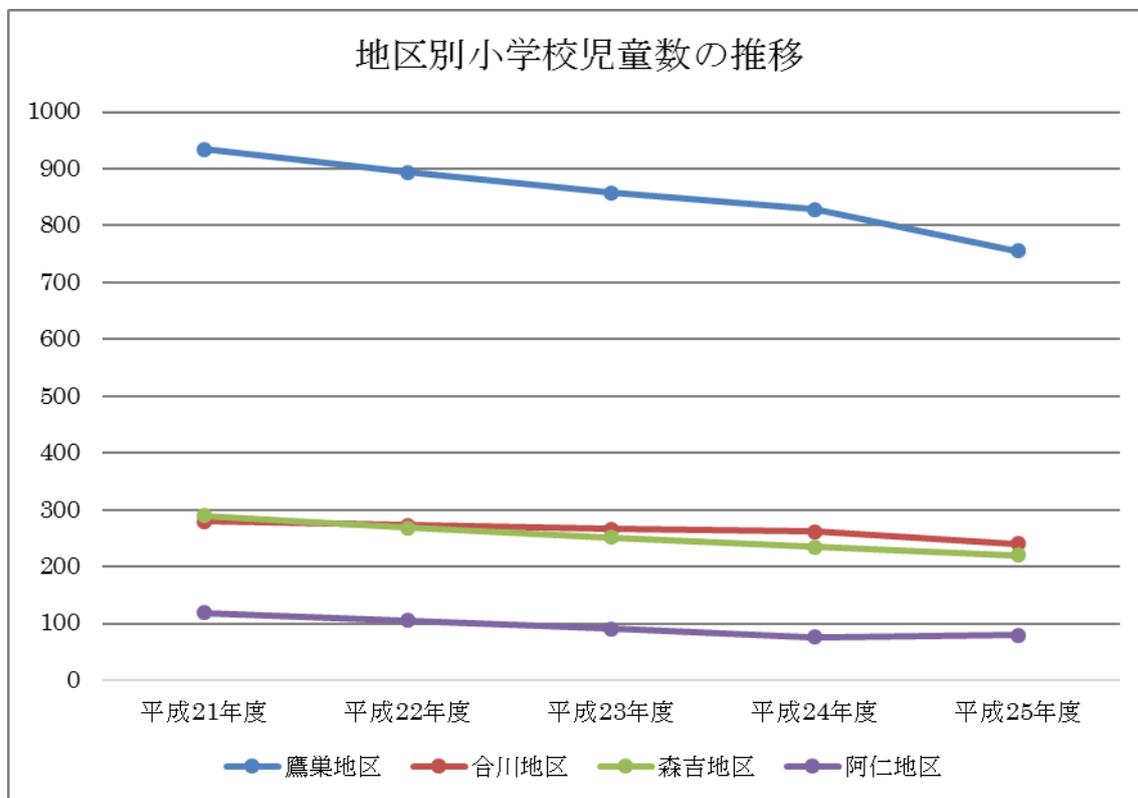


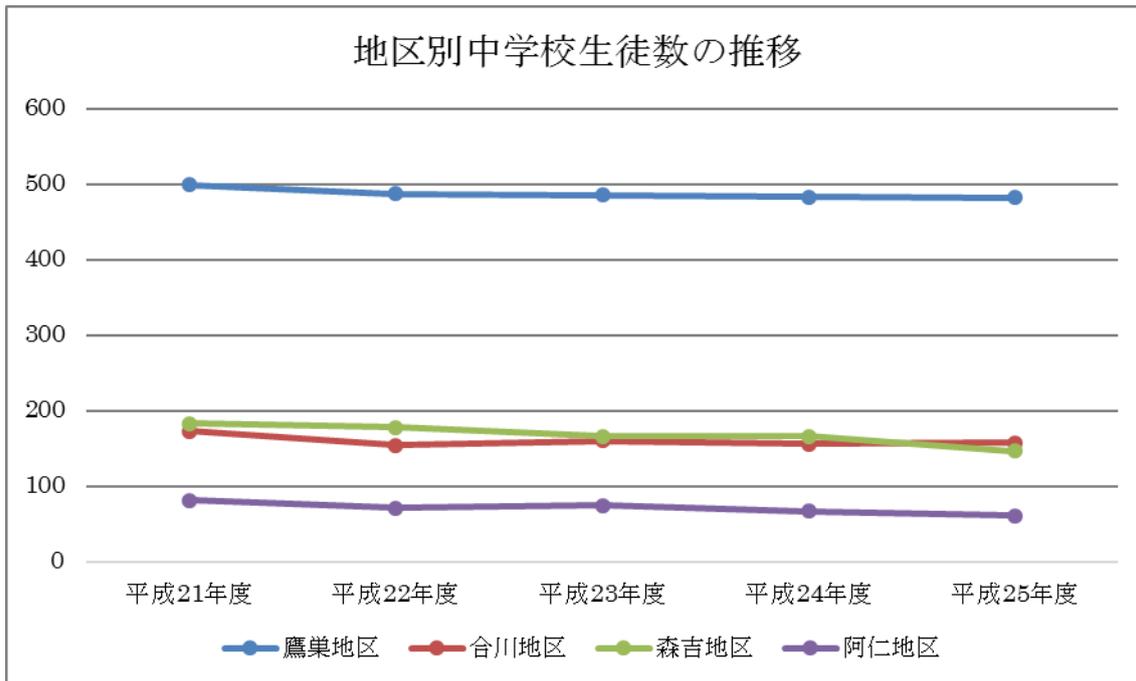
※ 北秋田市の保育所入所データ（3月末）

(2) 児童・生徒数の推移

小中学校児童・生徒数の推移をみると、小学校・中学校ともに減少傾向であり、特に鷹

巢地区の小学生の減少が目立ちます。全体に、北秋田市の少子化の傾向が現れているもの
と言えます。





※ 北秋田市教育委員会の在学児童数データ（5月1日現在）

4 就学前教育・保育の状況

(1) 保育園・幼稚園の状況

市内の保育園（認定こども園の保育所部分を含む）は11か所、定員数は986人となっています。平成26年4月1日現在の入所者数は825人で、市全体では定員を下回る状況となっていますが、鷹巣地区だけは定員を上回っています。幼稚園については、認定こども園の幼稚園部分の1か所のみで、定員50人に対し入所者数は27人で定員を大幅に下回っています。

地区	施設区分		か所数	定員		入所児童数	入所率
				保育園	幼稚園		
鷹巣地区	認定こども園		1か所	保育園	90	104	115.6%
				幼稚園	50	27	54.0%
	保育園	公立	2か所	160		160	100.0%
		私立	3か所	270		262	97.0%
	鷹巣地区保育園計			520		526	101.2%
	鷹巣地区幼稚園			50		27	54.0%
	鷹巣地区計			570		553	97.0%

合川地区	保育園	公立	1か所	170	142	83.5%
森吉地区	保育園	公立	2か所	220	124	56.4%
阿仁地区	保育園	公立	2か所	76	33	43.4%
合計				1,036	852	82.2%

5 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブは、鷹巣地区6か所、合川地区3か所、森吉地区3か所、阿仁地区2か所で実施しています。

(2) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、児童養護施設「陽清学園」において、「ショートステイ」及び「トワイライトステイ」を実施しています。ここ数年間利用実績がありませんでしたが、平成26年度に、ショートステイの利用がありました。

(3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）は、認定こども園しゃろーむ、南鷹巣保育園、あいかわ保育園および北秋田市子育てサポートハウス（わんぱあく）で実施しています。

(4) 一時預かり等

一時預かり（一時保育）は、鷹巣地区では南鷹巣保育園と綴子保育園で、その他の地区では全ての公立保育園で実施しています。また、子育てサポートハウス「わんぱあく」で一時預かりを実施しています。

(5) 病児・病後児保育

病児・病後児保育は、全ての公立保育園と、子育てサポートハウス「わんぱあく」で、病児・病後児・体調不良児の保育を実施しています。対象は0歳～おおむね10歳未満の児童です。

第3章 基本的な考え方

当市では、「みんなで育てる北秋田市の子ども」を基本理念に、3つの基本的な視点を掲げ、次世代育成支援後期行動計画を推進してきました。この「基本理念」は、子ども・子育て支援法にもとづく「基本指針」にある、「社会の全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目標を共有し、子どもの育ち及び子育て支援に理解と関心を深め、各々の役割を果たすことが必要である」という考えと共通するものであり、「北秋田市子ども・子育て支援事業計画」においてこの「基本理念」を踏襲すべきものであると考えます。

1. 基本理念

みんなで育てよう北秋田市の子ども・未来

2. 基本的な視点

(1) 子どもの健やかな成長を育む環境づくり

すべての子どもが、生まれてきたことに喜びを感じ、人とのかかわりの中で豊かな人間性を形成し、健やかに成長できるよう、長期的な視野に立った健全育成への取り組みと環境づくりを推進していきます。

(2) 地域社会全体での子育て支援

すべての親が子育てに責任と喜びを感じ、安心して子育てができ、子どもとの生活に安らぎや夢をもち続けられるよう、地域・家庭・企業・行政等が連携し、地域社会全体で子育てを支えていくことを目指します。

(3) 仕事と生活の調和の実現

市民一人ひとりが、仕事と子育て、家庭や地域生活などにおいて調和のとれた生き方が選択できる環境の整備に取り組みます。

3. 施策目標

基本理念、基本的な視点に基づき、次のような6つの施策目標を定めます。

(1) 子どもが心身共に健やかに成長するための支援

子どもと母親の健康を守り、育児不安の軽減を図るとともに、すべての子どもたちの、自尊感情が育まれ、心豊かにたくましく生きる力を育てる環境整備を進めます。また、子

どもたちが、大切な命を時代に受け継いでいくという意識や子どもを生み育てることの意義を学ぶ環境づくりを推進します。

(2) 子どもの安全確保

交通事故や子どもたちを狙った犯罪の増加等、子どもの生活環境は厳しさを増しています。このような被害から子どもを守るため、警察、関係期間、団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教室の実施など総合的な防止対策を進めるとともに、子どもたちが安全に育つまちづくりを推進します。

(3) 子どもの人権尊重と権利意識の推進

すべての人々が人権感覚を身に着け、自ら考え、積極的に行動できるような社会の実現をめざして、地域社会における人権教育の推進と学習機会の充実を図るとともに、児童虐待やいじめなどの早期発見による未然防止のために、相談・支援体制の充実を図ります。

(4) 子育てを支援する生活環境づくり

希望するすべての人が出産・子育てを安心して実現するため、子育てにやさしい生活環境の整備を目指すとともに、すべての子育て家庭への支援として、育児相談や親たちが気軽に集まれる場の提供などの施策の普及強化や利用しやすい仕組みづくりに取り組んでいきます。また、子育て中の親が社会参加しやすいよう保育サービスの充実をはかるため、成長段階に合わせ、一貫して子育て支援ができるよう関係機関との連携を密にします。

(5) 子育てと仕事の両立（ワークライフバランス）の支援

働きながら子育てをしている人たちのため、多様な保育サービスの充実を図っていくとともに、子育てと仕事の両立が困難な状況に置かれがちなひとり親家庭に対して、自立支援の充実に取り組んでいきます。また、男女が共同して子育てをする意識の高まりや「仕事と生活の調和」を実現することが出来る社会をめざし、国や秋田県とともに啓発活動を進めていきます。

(6) 地域における子育ての支援

子育て中の親が子育てに喜びを感じ、責任を持って子育てができるよう、地域社会のあたたかい見守りや支援等の地域活動がしやすい環境整備を進めます。また、人や施設など地域資源を活用した多様な体験活動の機会を充実させるよう、人と人とのネットワークづくりを進めます。

空白

第2部 子ども子育て支援事業計画

第1章 教育・保育提供区域の設定

1 区域設定の考え方

区域設定については、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地理的条件や地域の実情に依じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定するよう求められています。

2 区域設定

児童数や保育園の数及び利用状況、小中学校の学区、さらには地理的条件を勘案すると、合併前の旧町ごとの区域設定が望ましいものと考え、当事業計画では「鷹巣地区」「合川地区」「森吉地区」「阿仁地区」の4区域を設定しました。

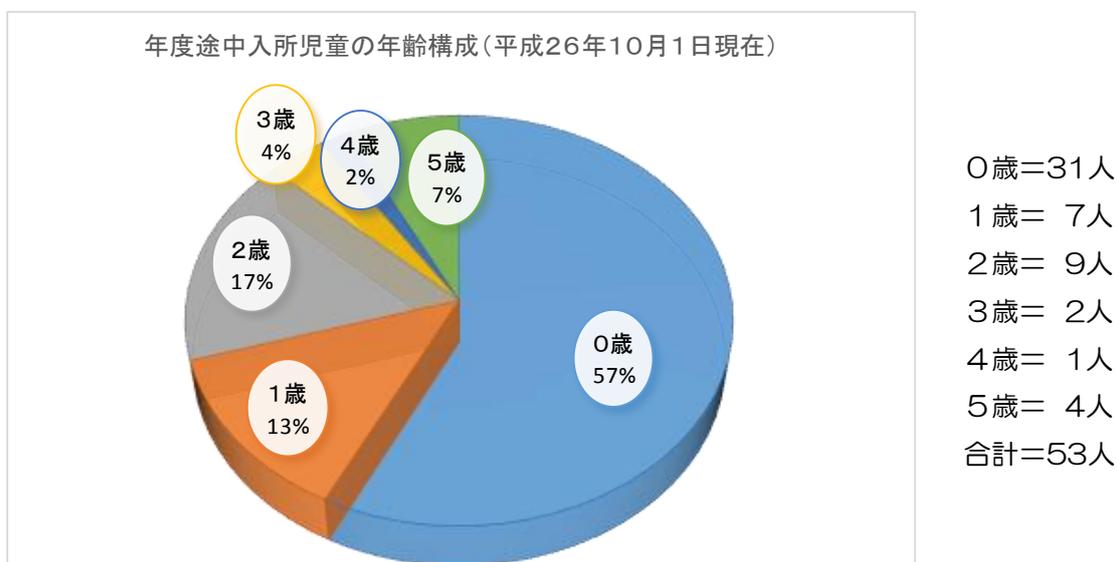
ただし、事業計画の見直しの時期において区域設定についても併せて見直しの必要があれば検討を行います。

第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「提供区域ごとに幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

○ 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容

ここ数年、当市では、年度途中での0歳児の保育所入所が増加する傾向にあり、一方で保育士の新規確保が困難な状況が続いています。



このような状況を踏まえて、これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出し、確保量を設定しています。

(1) 鷹巣地区

【現在の状況】

(平成26年10月1日現在)

	3-5歳 教育のみ (1号認定該当)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定該当)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定該当)	合計
対象児童数	369			736
施設利用児童数	24	328	224	576
施設未利用児童数	17			160

【各年度のニーズ量（必要利用定員総数）の見込みと確保方策】

鷹巣地区	平成27年度			平成28年度		
	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)
① 量の見込み(必要利用定員総数)	10	332	275	10	313	281
② 確保 方策	特定教育・保育施設	50	340	280	50	290
	特定地域型保育事業					
②-①	40	8	5	40	17	9

平成29年度			平成30年度			平成31年度		
3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)
10	310	276	10	310	270	10	316	265
50	330	290	50	330	290	50	330	290
40	20	14	40	20	20	40	14	25

【確保方策の検討案】

平成26年10月末現在の利用児童数と平成27年度以降のニーズ量を比較すると、3歳以上（1号認定と2号認定の計）では、現在の利用人数よりニーズ量の見込みが少なくなっていますが、3歳未満（3号認定）では増加が見込まれます。特に、近年の傾向から0歳児のニーズが増加すると思われますが、0歳児は、おおむね3人に1人の保育士を配置しなければならないため、現在の人員の配置を工夫するだけでは体制が整わないものと考えられます。このため、国の施策や「北秋田市保育園等整備計画」に基づき、早急に保育士の確保を進めます。

また、現在、北秋田市には「特定地域型保育事業」に該当する施設等（事業所内保育施設や託児所、家庭的保育事業者など）が無いため、確保方策に具体的な数値として記載していませんが、事業への参入を推進していくことも検討します。

(2) 合川地区

【現在の状況】

	3-5歳 教育のみ (1号認定該当)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定該当)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定該当)	合計
対象児童数		92	113	205
施設利用児童数	0	90	68	158
施設未利用児童数		2	45	47

【各年度のニーズ量（必要利用定員総数）の見込みと確保方策】

合川地区	平成27年度			平成28年度		
	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)
① 量の見込み(必要利用定員総数)	3	88	77	3	83	79
② 確保 方策	特定教育・保育施設	90	80		90	80
	特定地域型保育事業					
②-①	-3	2	3	-3	7	1

平成29年度			平成30年度			平成31年度		
3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)
3	82	77	3	82	76	3	84	75
	90	80		90	80		90	80
-3	8	3	-3	8	4	-3	6	5

【確保方策の検討案】

合川地区については、ニーズ量の大幅な増加は見込まれませんが、近年の全体的な傾向同様0歳児の増加があるものと思われますので、保育士の増員により対処する必要があります。これについては、「北秋田市保育園等整備計画」における「保育士確保対策」「公立保育園等の効率的運営の推進」等の施策により対処します（鷹巣地区の公立保育園の民間移管に伴い異動することになる職員の適切な配置など）。

なお、1号認定のニーズについては、合川地区に幼稚園・認定こども園が無いため確保方策の具体的な数値を記載していません。これについては、平成27年度の利用申し込みで実際に1号認定なのか、または保育を必要とする2号認定なのかを確認したうえで、1号認定該当の場合は鷹巣地区の認定こども園を利用していただくよう勧めることとなります。

(3) 森吉地区

【現在の状況】

	3-5歳 教育のみ (1号認定該当)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定該当)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定該当)	合計
対象児童数		81	87	168
施設利用児童数	0	81	52	133
施設未利用児童数		0	35	35

【各年度のニーズ量（必要利用定員総数）の見込みと確保方策】

森吉地区	平成27年度			平成28年度		
	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)
① 量の見込み(必要利用定員総数)	2	66	59	2	63	61
② 確保 方策	特定教育・保育施設	70	70		70	70
	特定地域型保育事業					
②-①	-2	4	11	-2	7	9

平成29年度			平成30年度			平成31年度		
3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)
2	62	59	2	62	58	2	63	57
	70	70		70	70		70	70
-2	8	11	-2	8	12	-2	7	13

【確保方策の検討案】

森吉地区については、基本的に合川地区と同様に、「北秋田市保育園等整備計画」に基づいた施策の推進により対応します。1号認定のニーズについても同様です。

(4) 阿仁地区

【現在の状況】

	3-5歳 教育のみ (1号認定該当)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定該当)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定該当)	合計
対象児童数		28	29	57
施設利用児童数	0	27	13	40
施設未利用児童数		1	16	17

【各年度のニーズ量（必要利用定員総数）の見込みと確保方策】

阿仁地区	平成27年度			平成28年度		
	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)
① 量の見込み(必要利用定員総数)	1	21	27	1	19	28
② 確保 方策	特定教育・保育施設	30	40		30	40
	特定地域型保育事業					
②-①	-1	9	13	-1	11	12

平成29年度			平成30年度			平成31年度		
3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定)
1	19	28	1	19	27	1	19	26
	30	40		30	40		30	40
-1	11	12	-1	11	13	-1	11	14

【確保方策の検討案】

阿仁地区も、基本的に合川地区・森吉地区と同様です。

ただし、児童数自体が他の地区と比べて少ないうえ、保育所が2か所あるため、「北秋田市保育園等整備計画」において統合を検討することとしています。具体的な検討は平成28年度以降の状況を見て判断することになります。

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、児童数の推計等から、必要な量の見込み及び確保方策について設定します。

○ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容

(1) 放課後児童健全育成事業

【概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年までの児童が、放課後等に放課後児童クラブを利用するものです。

【実施方針】

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携を図り、放課後等の子どもの居場所を確保するとともに、学校・児童館・スポーツ少年団との連携により、複数を利用する際の空白時間の解消や、子どもの所在が不明とならないような体制をつくります。

また、これまでも学校や公共施設を利用して地域の人材を活用し、子ども達へ様々な体験活動を提供してきた「放課後子ども教室（いきいきタイム）」と児童クラブの連携を継続する事により、地域の子子ども達が安全・安心に過ごしつつ様々な体験・活動を行えるよう、一体型・連携型の放課後子どもプランを推進します。

【確保の方策】

全体の利用数は、児童数の減少に伴って少なくなる見込みで、現在は全員を受け入れています。1人あたりの必要面積を確保できていない施設もあります。

既存の施設（児童館・専用施設・空き教室）が狭いため、今後の児童数及びニーズ量の増減を見極め、増改築や新設の検討を行うと共に、今後の小学校の統合などによっても施設ごとの利用ニーズに大きな変動が考えられますので、適時計画を見直しながら、小学校の統合の次期に合わせて必要な体制を整えていきます。

また、市内11の小学校全てにおいて児童クラブ及び子ども教室が開設されています（児童クラブ・子ども教室共に、開設率100%）、開設形態の大部分が連携型となっている現状から、学校の協力を仰ぎながら、一体型への移行を進めると同時に、子ども教室における教育活動推進員の高齢化に対応するた

め、後継者の育成に取り組んでまいります。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推 計 児 童 数	1,265	1,240	1,201	1,144	1,108
ニーズ量（低学年）	377	375	360	355	334
ニーズ量（高学年）	263	255	249	229	228
ニーズ量（合 計）	640	630	609	584	562
確 保 方 策	600	600	600	600	600

※ 平成 26 年度実施アンケート調査より

- (1) 放課後児童クラブの平成 31 年度に達成されるべき目標事業量
 全学区において開設済。小学校統合に伴う利用状況の変化に対応できるよう、随時整備・改修を行うものとする。（平成 28 年度 鷹巣小児童クラブ建設予定）
- (2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量
 全ての児童クラブ・子ども教室において、連携型・一体型での実施済であり、引き続き協働で実施していく。施設の規模や立地条件を検討の上、一体型で実施できる可能性のあるものについて、学校と協議を進める。（※H28 整備予定の鷹巣小児童クラブは、学校敷地内での建設及び児童クラブ棟内で子供教室を実施することで連携型から一体型へ移行を予定）
- (3) 放課後子供教室の平成 31 年度までの整備計画
 全学区において開設済。教育活動推進員の後継者育成を実施し、継続的な実施に向けた取り組みを行う。
- (4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的方策
 全ての児童クラブ・子供教室において、連携型・一体型での実施済であり、引き続き連携していく。両事業の連携については、担当課が教育委員会の生涯学習課へ集約済であり、子ども教室の事業内容について、児童支援員と活動推進員とで打ち合わせを行いながら進めている。
- (5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策
 小学校への聞き取り調査等により、余裕教室の利用状況の調査を行い、有効活用に関する検討を行う。
- (6) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の担当課を集約済。（生涯学習課）

(7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

放課後児童クラブの開設時間は午後 7 時までとなっているが、地区によって利用時間が短い地区があるため、児童の利用状況に応じて開設時間を変更し、利用者の負担にならない形での運営のスマート化を図る。

○放課後児童クラブの整備状況

児童クラブ名	小学校名	施設の形態	支援の 単位数	専用面積	利用上限 (面積要件 1.65㎡)	H27登録 児童数
鷹巣小児童クラブ	鷹巣小学校	児童館内	1	37.3	22	93
鷹巣東小児童クラブ	鷹巣東小学校	児童館内	1	33.1	20	29
鷹巣西小児童クラブ	鷹巣西小学校	児童館内	1	39.7	24	23
鷹巣中央小児童クラブ	鷹巣中央小学校	児童館内	1	38.1	23	37
綴子小児童クラブ	綴子小学校	児童館内	1	69.4	42	35
鷹巣南小児童クラブ	鷹巣南小学校	公民館内	1	32.8	19	37
米内沢小児童クラブ	米内沢小学校	専用施設	2	157.4	94	73
前田小児童クラブ	前田小学校	専用施設(学校敷地内)	1	147.8	89	44
阿仁合小児童クラブ	阿仁合小学校	空き教室	1	72.0	43	13
大阿仁小児童クラブ	大阿仁小学校	空き教室	1	22.0	13	24
合川小児童クラブ	合川小学校	専用施設	3	217.6	129	145
開設率 100%	全11校		14		518	553

○放課後児童クラブと子ども教室の連携状況

子ども教室名	児童クラブ名 (支援単位別)	開設場所	子ども教室 実施形態	H31目標 実施形態	備考
鷹巣いきいきタイム	鷹巣小児童クラブ	児童館内	連携型	—	～H28
	鷹巣小児童クラブA	専用施設(学校敷地内) 平成28年度整備予定	—	一体型	H29以降
	鷹巣小児童クラブB				
	鷹巣小児童クラブC				
栄いきいきタイム	鷹巣東小児童クラブ	児童館内	連携型	連携型	
西部いきいきタイム	鷹巣西小児童クラブ	児童館内	連携型	—	～H28
沢口いきいきタイム	鷹巣中央小児童クラブ	児童館内	連携型	連携型	
綴子いきいきタイム	綴子小児童クラブ	児童館内	連携型	連携型	
七日市いきいきタイム	鷹巣南小児童クラブ	公民館内	連携型	連携型	
米内沢いきいきタイム	米内沢小児童クラブA	児童クラブ・校庭	連携型	一体型	
	米内沢小児童クラブB				
前田いきいきタイム	前田小児童クラブ	校内多目的ホール・校庭	一体型	一体型	
阿仁合いいきいきタイム	阿仁合小児童クラブ	空き教室	一体型	一体型	
大阿仁いきいきタイム	大阿仁小児童クラブ	空き教室	一体型	一体型	
合川いきいきタイム	合川小児童クラブA	公民館内	連携型	連携型	
	合川小児童クラブB				
	合川小児童クラブC				
			全11教室	全10教室	

※平成 28 年度に鷹巣小と鷹巣西小が統合されることから、両児童クラブの狭小面積解消と、適正な定員数による運営ができるよう学校敷地内に鷹巣小児童クラブ専用棟（支援単位：3）の建設を行うと同時に、同施設内において一体型による子ども教室の実施を図るものとする。

(2) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【概要】

保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設で児童を保護・養育するものです。

【実施方針】

ニーズ調査の結果では、表のとおりニーズがなかったものの、平成26年度は利用があったことから、潜在的なニーズは存在するものとみられます。事業を知らないため利用されていなかったとも考えられるので、周知を図りながら事業を継続します。

【確保の方策】

現在実施している、児童養護施設「陽清学園」1か所で引き続き実施。利用数の動向をみながら、必要があれば体制の見直しを検討します。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推 計 児 童 数	1,073	1,050	1,034	1,025	1,026
二 一 づ 量	0	0	0	0	0
確 保 方 策	10	10	10	10	10

(3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【概要】

主に保育所当を利用していない子育て世帯を対象に、育児相談や育児指導を実施したり、子育て世帯同士の交流の場を提供する事業です。

【実施方針】

見込まれる利用人数に対応できる提供体制・事業計画を整備します。

【確保の方策】

現在の拠点は4か所ですが、居住する地区を越えて複数の施設を利用する方も多いことから、4箇所が共同で事業を実施するなどして対応します。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推 計 児 童 数	518	528	517	507	498
二 一 づ 量	740	754	738	724	711
確 保 方 策	4	4	4	4	4

(4) 一時預かり等

【概要】

保護者の疾病などの際に、一時的に保育所の利用ができる事業です。

【実施方針】

見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。

【確保の方策】

「北秋田市保育園等整備計画」に基づき、保育士確保・私立保育園への助成などにより対応します。

1) 〈幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)〉

単位:人日

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推 計 児 童 数	555	522	517	518	528
二 一 ズ 量	2,832	2,663	2,638	2,643	2,694
確 保 方 策	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

2) 〈1)以外〉 (未就学児)

単位:人日

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推 計 児 童 数	1,073	1,050	1,034	1,025	1,026
二 一 ズ 量	3,506	3,431	3,378	3,348	3,352
確 保 方 策	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000

(5) 病児保育【病児対応型・病後児対応型・体調不良児対応型】

【概要】

児童が病気の際、保護者が仕事を休めないときなどに保育園等で預かったり(病児対応型、病後児対応型)、登園後に体調不良となった児童を保護者が迎えにくるまでの間預かる(体調不良児対応型)事業です。

【実施方針】

病児対応型、病後児対応型については、8か所で実施、体調不良児対応型については、9か所で実施しています。今後、未実施の私立保育園での実施や病児保育の医療機関での実施も検討します。

【確保の方策】

私立保育所での事業の実施にあたっては、看護師等の人材の確保や施設整備が必要になる場合があるため、現在の補助制度では不足となる部分について、市単独の補助制度を整備します。また、保育所での「病児」保育が利用しづらいという利用者の意見もあるため、医療機関での実施を検討し、より利用しやすい事業を目指します。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推 計 児 童 数	1,073	1,050	1,034	1,025	1,026
二 一 ズ 量	1,642	1,606	1,582	1,568	1,570
確 保 方 策	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

(6) 乳幼児全戸訪問

【概要】

妊産婦や新生児・乳児の家庭に訪問して、子どもの養育や健康管理に必要な情報や知識を提供したり、不安な要素がある場合は、専門機関の紹介や個別相談へつなげていく事業です。

【実施方針】

保健師による対象の全世帯の訪問を実施しており、今後も継続します。

【確保の方策】

各年度の出生数が、おおむね150人前後と見込まれます。引き続き、全戸を訪問する体制を維持します。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
二 一 づ 量	150	150	150	150	150
確 保 方 策	150	150	150	150	150

(7) 妊産婦健診

【概要】

母子手帳交付時に同時に「健診受診票」を配布し、妊娠初期・後期に必要な健診や、がん検査・歯科健診のほか精密検査（必要な場合）の助成を行う事業です。

【実施方針】

平成27年度から「産後1か月健診」と「母乳育児相談」を追加して実施します。

【確保の方策】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
二 一 づ 量	2,300	2,500	2,500	2,500	2,500
確 保 方 策	2,300	2,500	2,500	2,500	2,500

第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

義務教育（小学校）への接続という点から見ると、幼児期において教育と保育を一体的に提供できる「認定こども園」は理にかなった形態であると思われます。

北秋田市では現在、幼保連携型認定こども園が鷹巣地区の1か所のみで、他の地区、ことに阿仁地区の子どもが利用するのは困難な状況です。

しかしながら、現在の保育所を認定こども園に移行する場合、人材の確保や施設整備の点で困難が伴うことも事実です。また、1号認定（教育のみ希望）のニーズ量の見込みが市全体で16人という状況（第2章の各地区の表を参照）では、特に私立の施設においては運営自体が厳しくなる可能性があります。

ただし、ニーズ調査の結果からは、2号認定（保育を必要とする）中にも教育の希望のある方がいることがわかります。よって、本計画の中間評価の時期（平成29年度）に合わせて、再度、地区ごとのニーズ量を把握し、児童数及び入所状況を勘案しながら「北秋田市保育園等整備計画」と一体で保育所の「幼保連携型」認定こども園への移行などを検討する必要があるものと考えます。

また、小学校教育への円滑な接続については、現在も認定こども園・保育所と小学校等との連携を図っているところであり、これを継続し、さらに、妊娠期から保育所等の利用を経て小学校入学へと切れ目のない支援が行えるよう、さらに体制を強化します。

第5章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

ニーズ調査の結果、育児休業取得後に職場に復帰した母親が「希望していた復帰の時期」は、「子どもの月齢が10～12か月のとき」という回答が全体の55.4%と最も多くなっていますが、実際の復帰は、10か月未満が52.4%で、10～12か月は31.3%となっており、多くの母親が、希望より早く職場復帰していることがわかります。

また、年度初めの保育所入所に合わせて復帰したと答えた母親は37.8%でした。実際に、1年間の育児休暇を終えるタイミングで保育所を利用する必要があっても、それが年度の後半になると、空きがなく入所できない場合が多くあるため、育児休暇の途中で職場復帰したものと考えられます。

保護者が希望通りの育児休暇を取得して、希望する時期に施設を利用できるようにするためには、各年度の入所人数を予測し、施設利用希望時期をあらかじめ把握した上で、保育の必要性の優先度を考慮しながら、施設利用の調整を図る必要があります。早急に具体的な方法を検討し、早期に実施できるよう努めます。

第6章 「次世代育成支援対策地域行動計画」の継承

「次世代育成支援対策推進法」が平成37年3月31日まで10年間延長されたことに伴い、北秋田市では「子ども・子育て支援事業計画」において、「次世代育成支援対策地域行動計画」を引き継ぎ、一体のものとして推進します。

1. 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

★印は特定 12 事業

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
児童館運営事業	鷹巣地区：国庫児童館として運営5館（社協委託）鷹巣児童館・太田児童館・西児童館・綴子児童館・鷹巣中央児童館	福祉課	実施	A	実施
★ファミリーサポートセンター事業	県の子育てサポーター研修受講者で組織される「ファミリーサポート・ふれあい」の活用	福祉課	継続支援	C	継続支援

(2) 幼児教育と保育サービスの充実

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
乳幼児保育促進事業	全ての認可保育所で実施	福祉課	実施	A	実施
★保育所地域活動事業	全ての認可保育所で実施	福祉課	実施	A	実施
★一時的保育事業	南鷹巣・綴子・あいかわ保育園で実施	福祉課	実施	A	実施
★特定保育事業	未実施	福祉課	検討	E	検討
★保育所体験特別事業	認定子ども園しゃろーむにおいて認可保育所を利用していない親子や適切な保育を必要としている親子に園を開放し保育体験や児童との交流を図る事業	福祉課	実施	B	実施

(3) 地域の子育てネットワークづくり

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
子育て情報提供体制の整備	子育て情報誌を作成し、市役所等の窓口に設置するほか就学前の児童家庭等に配布	福祉課	実施	B	実施
インターネットのホームページの活用	市のホームページにより市内の認定子ども園・保育所等の情報（年齢ごとの空き状況や事業内容など）を提供する	総合政策課 福祉課	検討	E	検討

子育てにかかる経済的支援	県と市町村で、「すこやか子育て支援事業」による保育料の助成を実施。また、医療費の無料化については、未就学児で県の助成対象外となる部分を、また、小・中学生の入院時の医療費を、市単独で助成している。 市単独事業でひとり親家庭へ小学校、中学校入学時に入学祝金の交付を実施。	市民課 福祉課	実施	A	実施
--------------	--	------------	----	---	----

(4) 世代を超えた交流の推進

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
世代間・異年齢児との交流	保育所、学校において実施	学校教育課 福祉課	実施	A	実施
園庭・園舎及び学校施設の開放	地域の行事に施設の開放を実施	学校教育課 福祉課	実施	A	実施
民生児童委員活動の充実	活動の充実を図るために定期的に研修を実施	福祉課	実施	A	実施
祖父母学級の実施	祖父母参観日に実施	福祉課	実施	A	実施

(5) 子どもの生きる力の育成

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
子どもの生きる力の育成	学校の総合学習で実施	学校教育課	実施	A	実施

(6) 児童及び青少年の健全育成と自立支援

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
青少年育成市民会議等の活動推進	青少年育成市民会議等の健全育成団体の活動を支援健全育成事業や各種の体験学習の機会の整備、非行防止活動を実施	生涯学習課	実施	B	実施
青少年の居場所づくり	小学生については放課後児童クラブの実施、中学生・高校生への図書館や児童館等の開放	生涯学習課 福祉課	実施	B	実施
青少年の体験活動推進事業 (次代の親としての育成)	青少年に、体験活動を通じて健全な心身の発達を促すほか、乳幼児とのふれあいの中で次代の親として自分の子どもを生み育てようという心を育む機会を提供するための事業を実施	学校教育課 生涯学習課	実施	A	実施

青少年の非行対策	学校での学習への適応指導、生活習慣指導、性の逸脱行動の問題点等について適切な指導を促進 少年非行を防止するため学校での教育を強化するとともに学校・保護者・地域との連携により見回りパトロールを強化するなど犯罪を未然に予防する地域社会づくりを推進 少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援に対しては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処	学校教育課 生涯学習課	実施	B	実施
引きこもりや不登校対策	各学校での教職員間の研修や連携だけでなく、スクールカウンセリングや家庭児童相談員を中心に、学校、保護者のほか、民生委員児童委員や地域ボランティア等が連携して地域全体で支援	学校教育課 生涯学習課 福祉課	実施	B	実施
有害環境対策	民生委員児童委員協議会による性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等を販売している一般書店やコンビニエンスストア等に対し、地域住民等との連携・協力による、関係業者に対する自主的措置の働きかけの実施	生涯学習課 福祉課	実施	C	実施
啓発活動の実施	人権擁護委員等による子どもの権利を侵害する児童買春、ポルノ等を防止するため、法の普及啓発活動の実施 「社会を明るくする運動」の実施	生涯学習課 福祉課	実施	C	実施

(7) 子ども会活動等の支援

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
子ども会活動の推進	市内の子ども会活動の支援及びジュニアリーダーの育成支援	生涯学習課	実施	B	実施

2. 母と子の健やかな暮らしづくり

(1) 母子保健と小児医療の充実

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
母子健康手帳交付時の指導と相談	保健師と歯科衛生士・栄養士との協力により、妊婦が安心して出産の準備ができるよう、母子健康手帳交付時に指導・相談を実施、母子保健サービス等を説明	医療健康課	充実	B	充実
幼児健康診査、歯科健診	子どもの月齢に応じた発育・発達を確認し、疾病や異常等の早期発見と親子の心身の健康保持を図る	医療健康課	充実	B	充実
母子保健事業の充実 ※母子保健法で1歳6か月健診と3歳児健診が義務化	妊婦相談、育児相談、マタニティ講座等の実施 各種健診・相談・教室の実施 乳幼児健康診査（4ヶ月・10ヶ月・1歳6ヶ月児・3歳児） 歯科健康診査（1歳6ヶ月・2歳児・3歳児） 健康相談（7ヶ月児・5歳児） 健康教室（1歳児）	医療健康課	充実	B	充実
小児医療や救急医療体制の充実	救急時の対応として、北秋田市民病院が対応 また夜間当番医も実施	医療健康課	準備	B	準備
乳幼児育成指導事業の推進	乳幼児健診等で「要経過観察」と診断された児童や育児不安を持つ保護者等に対し、医師、児童相談員等で構成する「乳幼児育成指導連絡会」で適切な支援方法を検討し、関係機関と連携しながら指導を行い、児童の心身の健全な発達を促し、保護者の育児不安等を解消する事業	医療健康課	充実	B	充実
スキップクラブの充実	健康診査等において「要経過観察」と診断された児童や育児不安を持っている母親等に対し、クラブへの参加を勧め、あるいは保育園訪問等により経過観察を行っている。クラブは毎月1回指導を行っており、必要があれば県の医療療育センターによる年1回の巡回相談につなげている	医療健康課 福祉課	充実	A	充実
秋田県障害児等療育支援事業の推進（療育指導担当職員の活動支援）	県が吉野学園に委託して行っている事業で、在宅障害児（者）の地域での生活を支援するために、施設の持つ専門的機能を活用し、療育、相談体制の充実を図るとともに、各福祉サービスの提供の援助、調整を行い地域の在宅障害児（者）及びその家族の福祉の向上を図る	福祉課	充実	A	充実

不妊治療費の助成	一般不妊治療・不育治療について助成を行うほか、県の特定不妊治療助成に上乗せして助成	医療健康課	実施	B	実施
乳幼児等福祉医療の充実	本事業は県単独事業で、就学前の乳幼児の医療費の助成制度がありますが0歳児を除く1歳児から就学前の幼児については医療費の一部負担が発生し、あわせて所得制限により対象外となる乳幼児が発生することから市では県で対象外となる就学前の乳幼児も含めた医療費の無料化及び市の単独事業として小・中学校の入院時の医療費は所得にかかわらず無料化を図り子育て家庭の経済的支援の拡充に努めている	市民課	充実	B	充実
在宅重症心身障害児(者)訪問指導	在宅重症心身障害児(者)訪問指導	福祉課	充実	A	充実

(2) 思春期保健対策の充実

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
思春期保健事業の充実	学校等において、性教育やたばこ・アルコール・薬物等に関する正しい知識の普及 中学生・高校生による幼児健診時の「思春期ふれあい体験学習」や保育所での保育体験の実施	医療健康課 福祉課	充実	B	充実

(3) 食育の普及促進

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
完全給食の実施及び食育への取り組み	平成27年度から全ての小・中学校がセンター方式で完全給食を実施 各地区ともアレルギー対策として代替食も提供 学校給食・保育所給食の地産地消を推進充実 鷹巣地区では食文化についての体験学習として学校田で耕作を実施 保育所には、食育の実践を通して、食を営む力の基礎を培う重要な役割があり、食育を実践していくことが保育サービスの質の向上となることから0歳児から2歳児までは完全給食で、3歳からはご飯を持参する副食となっている	教育委員会 総務課 福祉課	充実	A	充実

(4) 育児不安や育児ストレスの解消対策

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
育児支援家庭訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業と関連し要支援家庭への継続訪問実施	医療健康課	充実	A	充実
育児不安やストレスの解消	「スキップクラブ」や「育児サークルにじいろリボン」また、乳幼児健診・相談の場で、育児不安を解消できるように支援している	医療健康課 福祉課	充実	B	充実

3. いきいきとした、楽しい学びの環境づくり

(1) 児童の人権の保障

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
児童の権利に関する啓発	子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「子どもの権利条約」の啓発・普及	福祉課	実施	A	実施

(2) 次代の親の育成

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
次代の親の育成	各学校において職場訪問と職場体験を実施	学校教育課 福祉課	実施	B	実施

(3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
学校での取り組み	総合的な学習の時間の活用推進 環境教育（自然保護・リサイクルなど）の推進 情報コンピューター教育の推進 特色ある学校づくり事業の推進 不登校児童生徒への支援 国際理解教育の推進	学校教育課	充実	B	充実
学校の統廃合事業	小学校11校を9校に再編を検討	教育委員会 総務課	検討	B	検討

(4) 家庭や地域の教育力の向上

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
育児関連講座の充実	乳幼児期の子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する講座や学習会の開催	医療健康課	実施	B	実施
家庭教育への支援	小・中学校及び幼稚園のPTA保護者会が実施する家庭教育学級の開催 公民館等による講座（男の料理教室など）の開催	生涯学習課	実施	C	実施
「子育て講座」の開設	小・中学校入学前の子どもを持つ全ての保護者が参加する「就学時健康診断」や「入学説明会」「保護者会」等の機会を利用し専門的な知識や経験を有する者を講師に招き、家庭教育や思春期に関する学習機会を提供	生涯学習課	実施	C	実施
世代間等の交流事業	地域の伝統文化継承事業への参加、ボランティアとして各種行事への参加	生涯学習課	実施	C	実施

児童向けの教室・講座の充実	母と子のわくわく広場をはじめとする公民館講座・自主講座の「おはなしでてこい」など、幼児や児童向けの各種講座の実施	生涯学習課	実施	B	実施
図書等の充実	保育園児による図書館体験デーの実施 本の読み聞かせ事業の推進 図書館や学校等における図書の充実	生涯学習課	実施	C	実施

(5) スポーツクラブの整備

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
スポーツ少年団の支援及び総合型地域スポーツクラブの推進	スポーツ少年団への育成支援及びスポーツ指導員等の養成 総合型地域スポーツクラブへの取り組み	スポーツ振興課	継続実施	B	継続実施

4. 子育てしやすい生活環境の整備

(1) バリアフリーと防犯等に配慮した道路等公共施設の整備

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
公共施設のバリアフリー化	市内既存公共施設や道路のバリアフリー化を推進	建設課・各施設管理課	対応	C	対応
子育て世帯への子育て情報の提供	子育て情報誌や健康ガイドを作成し提供するほか子育てサポートハウスで子育て情報の発信と相談業務を実施	医療健康課 福祉課	実施	C	実施
安全な地域づくりの推進	防災計画に基づく防災施設や、消防施設の整備を推進(通学路や公園等における防犯灯等の整備)	総務課 生活課 学校教育課	充実	A	充実
公共施設の危険箇所のチェック	民生委員児童委員や小学校PTA等との連携により、通学路や公園、公共施設の安全性を毎年チェックし、危険箇所を改善	各公共施設管理課	対応	A	対応

(2) 子育てしやすい公営住宅の整備及び良好な居住環境の整備

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
若者が定住できる住宅等の整備	地場材を活用した住宅建設 シックハウス対策 公営住宅の整備促進 良好な住宅環境の整備促進	都市計画課	実施	A	実施
下水排水対策	公共下水道事業と農業集落排水事業の整備促進 合併処理浄化槽の普及	下水道課	実施	A	実施
ごみ処理	ゴミ処理場における水質検査の実施やゴミ不法投棄の監視体制の強化 ペットのふん尿対策などを実施 クリーンアップの実施	生活課	実施	A	実施

(3) 安全な交通環境の整備と公共交通機関等の維持

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
道路環境の整備	生活道路の拡幅整備及び歩道など道路環境の整備 冬季の生活路線や通学路の安全確保 事故防止対策としてのカーブミラー等の整備	建設課 生活課	実施	A	実施
公共交通の確保と活用	路線バスの確保 秋田内陸縦貫鉄道の利用促進 大館能代空港の利用促進	交通対策担当課	対応	C	対応

(4) 安心して遊べる衛生的な児童遊園等の整備

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
児童遊園等の整備	鷹巣中央公園、米代児童公園等の都市計画公園のほか、農村公園、ドリームワールド、みちのく子供風土館など、児童向けの公園、施設の改良整備	都市計画課	対応	C	対応

5. 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり

(1) 企業等における子育て支援対策の推進

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
企業等における子育て支援対策の推進	国、県、関係団体との連携による講演会等の開催 育児休暇や子育て休暇の取得	商工観光課	検討	C	検討

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）等の推進

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
仕事と子育ての両立支援	放課後児童健全育成事業（学童保育）の実施⇒市内14か所 児童館の活用促進 保育所等での延長保育等の実施（再掲事業）	福祉課	充実	A	充実

(3) 男女共同参画社会の推進

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
男女共同参画社会の推進	各地区男女共同参画社会推進基本計画を策定	生活課	実施	C	実施

(4) 次代を担う若者の就労対策

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
次代を担う若者の就労対策	北秋田職業訓練協会で、建築業・製造業関係への従事を目指す学生（中学校・高校）の職業訓練を実施 若者が定住するための企業誘致を実施	商工観光課	実施	B	実施

(5) 子育て支援者の登録及び派遣等の確立

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
子育て支援者の登録及び派遣等の確立	県主催の子育てサポーターの研修修了者が結成した「ファミリーサポート・ふれあい」で実施している子育てサポート事業を継続支援	福祉課	実施支援	A	実施支援

6. 子どもの安全の確保

(1) 子どもの交通安全教育の推進

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
交通安全	子どもを交通事故から守るため、市交通安全協会や交通安全母の会などの民間団体と警察、保育所、幼稚園、学校、児童館等との連携・協力体制により総合的な交通事故防止対策を実施 各保育所、幼稚園、小・中学校等のPTA活動など自主的な交通安全団体の活動を支援	生活課	実施	B	実施
チャイルドシート活用の啓発	正しい使用方法について啓発活動を実施	生活課	実施	A	実施
自転車の正しい乗り方の徹底	保育園や学校等での安全教室の開催	生活課	実施	B	実施

(2) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進と防災活動の推進

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	民生委員児童委員協議会やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業者に対する自主的措置を働きかける	生涯学習課	実施	C	実施
防犯対策	市の防犯指導隊や防犯協会、警察署等との連携による見守りパトロール等の実施や子ども110番の家など有事の際の連絡拠点の設置	生活課	実施	B	実施
自主防犯グループの育成	スクールガード	生活課 学校教育課	実施	B	実施
防災訓練等の実施	学校をはじめ各施設等で定期的な避難訓練の実施	総務課 消防担当	実施	B	実施

(3) 被害にあった子どもの保護対策

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
被害にあった子どもの保護対策	県福祉事務所及び児童相談所等との連携による被害児童及び保護者への支援の実施	福祉課	継続実施	A	継続実施

7. 社会的な養護の必要な子どもに関する施策の推進

(1) 配偶者及び児童の虐待防止対策の推進

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
児童虐待防止市町村ネットワーク事業	平成19年度に虐待防止等総合支援地域協議会を設置し、児童、高齢者、障害者の虐待防止等に努めている	福祉課	充実	A	充実
相談機能の強化	要保護児童及び保護者のために、保健センター、福祉、社会福祉協議会等の各分野で連携をとり、早期の相談を実施	福祉課	充実	A	充実

(2) ひとり親家庭の自立支援

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
ひとり親家庭の自立支援	離婚の増加等により母子家庭等が急増している中で、母子家庭の経済的自立支援や保育支援等を実施	福祉課	充実	A	充実

(3) 地域で暮らせる障害児施策の充実

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
障害児及び発達の遅れやつまづきが疑われた幼児や児童に対する早期の療育支援事業	もろびこども園（児童発達支援）で関係機関との連携の下に実施。	福祉課	充実	A	充実
特殊教育から特別支援教育へ	各校ごとに肢体・知的など障害別に対応	学校教育課	充実	A	充実

(4) 各種相談体制の整備

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
障害に対する相談	関係機関で連携を取り個別対応	医療健康課 福祉課	充実	A	充実
訪問調査の実施	乳幼児育成連絡会議等から関係スタッフで支援ネットワーク実施	医療健康課 福祉課	充実	A	充実

第7章 重点施策の推進と検討課題

(1) 障がいを持つ子どもや特別な配慮を必要とする子どもの特定教育・保育施設等の利用に対する支援

障がいを持つ子どもや特別な配慮を要する子どもの、認定こども園・保育所等への受け入れについて、北秋田市は従来から、もろびこども園や市の保健師、家庭児童相談員等の助言を得ながら積極的に進めてきたところですが、今後もこれを継続し、さらに、「北秋田市保育園等整備計画」に基づき「北秋田市障がい児保育補助金要綱」を整備し、当該子どもを積極的に受け入れる民間の施設が必要な人材を確保できるように、平成27年度から従来以上の支援を行います。

○障がい児保育補助金の推移（補助金の額は1人あたり月額）

年 度	平成25年度			平成26年度			平成27年度以降		
	障がい等の区分と児童数および補助金の月額	中度以上	5人	29,000	中度以上	4人	50,000	重度	5人
							中度	8人	50,000
軽度		2人	14,500	軽度	5人	25,000	軽度	17人	25,000

障がい等の区分は、学識経験者、医師ほか関係機関の職員等で構成する「北秋田市障がい児保育審査会」で判定を行います。公立の保育所についても、審査会の判定に基づき、必要な人材の確保に努めます。

また、障がいを持つ子どもや特別な配慮を要する子どもが就学することにより、施設の利用に切れ目ができないよう、今後、放課後児童クラブや児童館での受け入れ体制の確保について検討します。

これらは、「北秋田市第2次障がい者計画」等による施策と連動して推進します。

(2) ひとり親家庭の施設利用などに対する支援

母子家庭において母親が家計の主催者となる場合、保育の必要性の優先度が高いことから、祖父母との同居など個々の家庭の状況を考慮しながらも、優先的な施設利用に配慮します。

また、北秋田市では、市独自の制度として、ひとり親世帯の子どもの小学校・中学校入学時に祝金（子ども1人につき1万円）を支給していますが、子どもの進学や就職など、経済的な負担が大きくなる時期の支援の拡充についても、今後検討します。

(3) 「親支援講座」などによる子育てする親の交流の場の拡充

第3章に記載した「地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）」や乳幼児健診での相談などのほかに、北秋田市では「親支援講座（ノーバディズ・パーフェクト）」を実施し、子育て中の親を支援しています。この講座は、講習会や研修会の形式ではなく、参加者同士がそれぞれの悩みを打ち明けたり、解決方法をお互いに提案するかたちで進行するものです。平成22年度に外部団体が主催し市が協力するかたちで始まり、平成25年度からは市の主催で実施しており、参加者から「気持ちが軽くなった」「知人にも勧めたい」等の声があるため、今後も継続して実施します。

また、現在建設を進めている「生涯学習交流施設」の中にも、子育て世代支援室の設置が予定されていることから、施設内の他の機能を利用しながら気軽に親同士が交流できる場となることを期待しています。

(4) 休日保育・夜間保育の実施

現在、北秋田市で休日の保育を行っている施設は「北秋田市子育てサポートハウス(わんぱあく)」のみです。

ニーズ調査では、日曜・祝日の教育・保育の利用について、「ほぼ毎週利用したい」という回答が3.2%、「月に1～2回は利用したい」が21.5%という結果でした。また、放課後児童クラブの日曜・祝日の利用についても、小学校児童の16.5%が利用したいと回答しています。

再度、地区ごとの希望人数を把握し、実施場所や施設の形態などを考慮したうえで実施を検討します。

(5) 児童虐待やDV等の防止と被害児童及び保護者の支援

近年、児童虐待やDV、子どもの貧困、さらには子どもの暴力などが社会的問題となっています。被害者が死亡するケースもあるほか、心的外傷を抱える人も少なくありません。児童虐待などの防止と被害者への支援は、大きな課題です。

現在、保健医療、教育、警察、人権擁護及び福祉の関係者で構成する「北秋田市要保護児童対策地域協議会」で、関係機関が連携し、児童虐待などの発生防止、早期発見・早期対応と、被害を受けた児童や保護者などに対する支援を行っていますが、これらをさらに充実させます。

また、早期発見のためには地域住民との連携も必要なため、児童虐待防止法をはじめとする関連法律や、発見時の連絡先や対応について周知を図ります。

